

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。



本年も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張っております。
ご愛顧の程よろしくお願いたします。

2019年の干支は己亥(つちのとい)です。
己(つちのと)は、十干(じっかん)の6番目。植物の成長に例えると、草木が成長を終えて姿が整った状態を表すそうです。
亥(いがい)は、十二支の最後にあたり、同じく植物に例えると、草や花が枯れ落ちて、植物の生命が引き継がれて種の中にエネルギーがこもっている状態です。

これを踏まえて、己、亥の状態を人間や組織に当てはめて考えると、

- 己 → 完成した自己や成熟した組織が、それまでの主義、規律、秩序などを見直し、次の段階を目指す準備をする年
- 亥 → 個人は知識を増やす、精神を育てる、組織は人材育成や設備投資、財務基盤を固める



といったように、外に向けての活動ではなく、内部の充実を心がけると良い年だということが分かります。

このように「己、亥」、そろって意味していることは、内なる充実をはかり、次のステージへの準備をする年ということだと考えられます。

さまざまな指標や動向から、2019年は景気が悪くなるとの予測が多く聞かれるのも現実です。2019年は、今まで以上に慎重な経営のかじ取りが必要なのは言うまでもなく、将来を見据えて、経営基盤の強化・研究開発の強化を例年以上に意識して、2020年の新たな展開につなげられるようにしたいですね。

2月18日から所得税の確定申告が始まります！

平成30年度分の所得税及び復興特別所得税、消費税等(個人事業主)の確定申告並びに贈与税の申告時期が近づいてきました。

確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。

昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方については、お早めにお知らせください。

お早めに！

消費税率等に関する経過措置について

2019年10月1日を施行日として、消費税及び地方消費税(以下、消費税等)の新税率が適用されます。ただし「経過措置」が適用される取引については、施行日以後も現行の税率(以下、旧税率)が適用されますのでご注意ください。

施行日前後の取引について、いずれの税率を適用すべきかの注意点として、基本的な例をあげると下記のようなケースがあります。

たとえば、商品販売契約の締結が10月1日前であったとしても、商品の引渡しが行われる場合には、新税率が適用されます。

これに対して、一定の取引については、経過措置として旧税率が適用されます。

旧税率と新税率

区分	税率	現行 (旧税率)	2019/10/1開始(新税率)	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7%	2.2%	1.76%
合計		8.0%	10.0%	8.0%

◆ 経過措置が適用される取引

施行日以後であっても旧税率が適用される経過措置は、基本的には2014年に消費税等の税率が5%から8%に引き上げられた時とほぼ同様です。

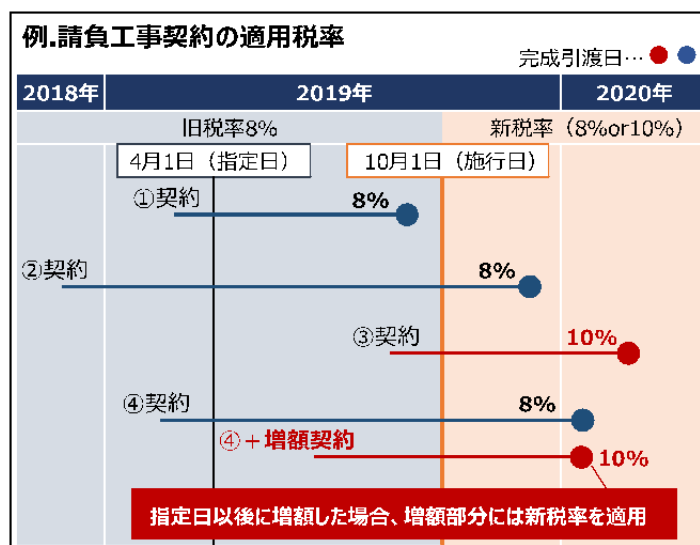
主な経過措置は、下記の表をご参照ください。

例えば請負工事の場合、工事を完成して引き渡した時の消費税等の税率が適用されます。しかし、2019年4月1日を「指定日」とし、指定日の前日(3月31日)までに契約を締結した一定の請負工事は、経過措置が適用され、施行日以後の引渡しであっても原則として旧税率が適用されます。

◆ 経過措置の適用にあたっての注意点

経過措置が適用される取引は、かならず旧税率を適用しなければならず、新税率との選択適用はできません。

また、軽減税率の対象品目(一定の飲食料品及び一定の新聞で定期購読契約に基づくもの)に関する取引は、経過措置の対象外です。施行日以後の取引は必ず軽減税率を適用します。軽減税率と旧税率の消費税等の税率は8%で同じですが、右上表のとおりその内訳(消費税率と地方消費税率の割合)が異なりますので、ご注意ください。



【主な経過措置について】

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	26年施行日 (H26. 4. 1) 31年施行日 (H31. 10. 1) 対価受領 入場等
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年(2019年)10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	継続供給 H31. 10. 31 権利確定
③ 請負工事等 26年指定日(平成25年10月1日)から31年指定日(平成31年(2019年)4月1日)の前日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	26年指定日 (H25. 10. 1) 31年指定日 (H31. 4. 1) 契約 譲渡等
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限り)における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	契約 貸付け

内容	適用関係
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。
※国税庁「平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」より

年次有給休暇5日の取得義務への対応(2019年4月～)

◆ 会社が取得日を指定する有給休暇

2019年4月より段階的に施行される改正労働基準法ですが、その中でも最初に対応しなければならないのが、年次有給休暇の取得義務です。労働基準法では、原則として、入社日から6ヶ月勤務した従業員に10日の年次有給休暇が付与され、その後は、勤続年数に応じた日数が付与されることになっています。この年次有給休暇は、従業員が取得する日を申し出て、取得することが原則ですが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調であることを踏まえ、年次有給休暇が10日以上付与される従業員に対して、この付与された年次有給休暇のうち5日は会社が取得する日を指定して、付与した日(基準日)から1年以内に取得させることが求められることとなりました。

◆ 取得日指定のポイント

取得する日の指定は、会社側が勝手に行うのではなく、まずは従業員に取得する日の意見を聴き、その意見を尊重した上で取得日を指定することが求められています(努力義務)。通達では、その方法として、従業員の意見を聴いた上で、年次有給休暇取得計画表を作成し、この計画表に基づいて実際に取得させること等が考えられるとしています。

◆ 作成が必要な年次有給休暇管理簿

現状、労務管理を行う上で作成が求められる主な書類としては、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿があります。年次有給休暇の取得義務化が始まることで、今後はこれらに加え、年次有給休暇を取得した時季、日数および基準日を従業員ごとに記載した「年次有給休暇管理簿」を作成することが義務付けられ3年間の保存義務がありますのでご注意ください。

土地の「一物三価」「一物四価」とは？

◆ 同じ土地でなぜ価格が違うのか？

土地の価格を調べると、様々な結果が出ます。例えば、①不動産会社に聞くと900万円、②固定資産税の評価額は600万円、③相続税路線価では700万円。

不動産会社は、主に「比較方式(※)」の考え方をを使って査定します。②③は公平な課税をするために、広い意味で原価方式、比較方式、収益方式(※)の3つすべての考え方をういて算出しているのので、①より公正で正確な価格であるはずですが、この例では100万円も違います。

では、なぜ価格がそれぞれ違うのでしょうか。

◆ 価格を出す目的が違う

不動産の価格には次の4つがあります。

①相場・時価・実勢価格、②固定資産税の評価額、③相続税路線価の価格、④公示価格です。

実は、①の価格を100%とすると、②は70%、③は80%、④は90%の水準となっていて、これは全国的にほぼ共通する傾向となっています。

なぜこのようなことになっているかというと、そもそも価格を求める目的が違うためです。

②は固定資産税を課税するために土地の価格を決めているので、評価額を低くしておいた方が、納税者の理解を得易く、税金を払ってもらい易いから、と言われていています。

③も同様ですが、固定資産税が毎年徴収されるのに対して、相続税を支払う場面は人生でもそう多くないので、少し高めになっていると言われていています。

④は、地価公示法に基づいた定点観測で土地の価格を調べています。土地取引はこの価格を指標として取引することになっていますから、実勢価格と大きく違わない水準(実勢価格の90%程度)となっています。

ですから、例えば固定資産税の評価額で600万円と書いてあったとしても、実勢価格は900万円近くなります。それぞれの価格と、実勢価格の水準の違いについてよく知っておかないと、思わぬところで損をする可能性があります。

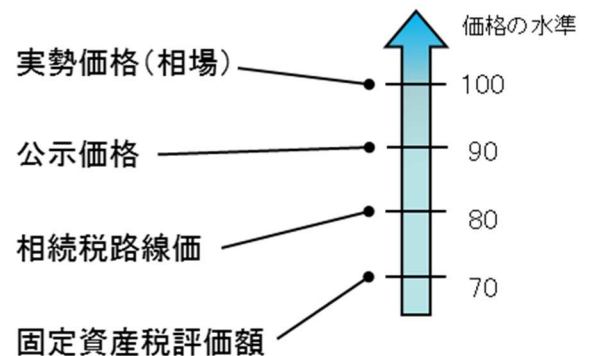
● なぜ土地の価格はばらばらなのか？

	価格	原価方式(※)	比較方式(※)	収益方式(※)
①不動産会社の相場	900万円	—	○	—
②固定資産税評価額	600万円	○	○	○
③相続税路線価	700万円	○	○	○
④公示価格	?	○	○	○

↓ 異なるのはなぜか？

求める理由が違うから

- ①実勢価格(相場) ——— 不動産会社が不動産仲介をしたいため
- ②固定資産税評価額 ——— 役所がそれぞれの課税をするため
- ③相続税路線価 ——— 同上
- ④公示価格 ——— 国が取引価格を適正にしたいため



※原価方式・・・海や川を埋め立てて造成する場合や、田畑山林を切り開いて宅地を造成する場合をイメージして、かかった費用から求める
 ※比較方式・・・周辺の土地の取引価格から求める
 ※収益方式・・・土地を貸したとして得られる収益(土地の運用益)から求める

これはあくまでも目安で、バブル期には実勢価格が相続税路線価の2倍以上になったこともあるし、バブル崩壊時には実勢価格が相続税路線価を下回ることもあった

Windows7のサポートが1年後(2020/1/14)に終了！

◆ マイクロソフトによるWindows7のサポートが終了

ついにマイクロソフトによるWindows7のサポートが1年後の2020年1月14日に終了することになりました。とても安定し、完成度が高く、一時期は会社や個人のパソコンのほとんどで利用され、Windows8がリリースされても、その地位は揺らがないほどでした。現在のシェアで見ると、Windows10が約60%、Windows7が約30%となっており、まだまだ現役で活用されています。



◆ サポートが終了すると困ること

マイクロソフトのサポートが終了すると、Windows7にセキュリティの問題が発見されても、修正プログラムを提供してもらえなくなります。

セキュリティの問題がある状態で放置すれば、悪意を持った攻撃者がその問題点を突き、パスワードやクレジットカード情報などののぞき見だけでなく、パソコンに攻撃用ウィルスを仕込まれ、間接的に犯罪に巻き込まれる可能性もあります。また、マイクロソフト製ではないソフトウェアも、Windows7への対応を終了するため利用できなくなり、業務に支障が出る可能性があります。

◆ Windows10への切替

会社での利用であれば、Windows7からの切替候補は一択で、Windows10になります。また、パソコンの買い替えによる切替がもっともスムーズです。Windows10への無償アップグレードする方法もまだ残っているようですが、Windows10ではパソコンの性能が求められるため、安定した状態で利用するためには、買い替えが無難なようです。

◆ 切替によるメリット

Windows10は、毎年春と秋に大型のアップデートが行われていますので、これにより、高いセキュリティが保たれ、安定性と高速な動きがキープされます。また、ほとんどのソフトウェアはWindows10に対応していますので、早々に切替えないと、最新のソフトウェアやハードウェアが対応しなくなる可能性があります。

いずれにしても、残り1年しかありませんので、このタイミングでぜひ変更の検討を開始しましょう。

1月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 1月10日(木)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納期限 1月21日(月)
前年11月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉	申告期限 } 納期限 } 1月31日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 〈消費税・地方消費税〉	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

自得する

獅子はわが子をわざと谷底につきおとす。はげしい気迫である。きびしい仕打ちである。だがそのきびしさのなかで、幼い獅子は決してへこたれない。

必死である。真剣である。

そして、いくたびかころび落ちながらも、一步一步谷底からはい上がる。

はい上がるなかで、はじめて自立を会得する。他に依存せず、みずからの力で歩むことの大事さを、みずからの身体でさとする。つまり自得するのである。そこから獅子本来のたくましさ芽生えてくる。

自得するには、きびしさがある。勇気がある。ときには泣き出したいような、途方に暮れるようなこともあろう。

泣くもよし。嘆くもよし。しかし次の瞬間には、新たな勇気を生み出さねばならない。

きびしさこそ、自得への第一歩ではないか。たくましい自立への道を、みずからさとする貴重な道しるべではないか。

勇気を出そう。元気を出そう。

激動する世界のなかで、日本の国も容易でない。だから、おたがい一人ひとりも、決して容易でない。

自得へのきびしい日々を覚悟したいものである。

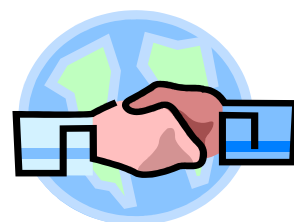
(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

